

## 甲斐市議会 建設経済常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年11月15日

2. 招集場所 甲斐市役所本館4階 委員会室A

---

### 出席委員（8名）

委員長	金丸幸司君	副委員長	樋口孝之君
	山坂賢太君		安倍健治君
	小澤重則君		松井豊君
	内藤久歳君		藤原正夫君

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（1名）

議長 秋山照雄君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

産業振興部長	宮本裕君	都市建設部長	箭本太君
農林振興課長	小宮山佳浩君	建設課長	芳賀康貴君
都市計画課長	久保欽一君	農林総務係長	高橋正樹君
農業委員会 事務局 庶務係長	窪田友昭君	建設管理係長	中込聡君
開発指導係長	小澤俊和君		

---

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中澤一昭	書記	藤井涼子
書記	深澤隼人		

### 内容

- 1 市道路線認定について（建設課・都市計画課）
- 2 農政協力員の廃止について（農林振興課）
- 3 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う「地域計画」の作成について（農林振興課）
- 4 その他

開会 午前 9時25分

○書記（藤井涼子君） 改めまして、おはようございます。

ご参集、お疲れさまです。

また、先週の視察研修も大変お疲れさまでした。

ただいまより建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに金丸委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、委員長挨拶。

金丸委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 改めましておはようございます。

ご参集、大変お疲れさまです。

今朝も小雨の降る肌寒い朝となりました。これからますます寒さも厳しくなると思いますので、委員の皆様方には十分に寝て、私も含めて風邪等には注意していただけたらなというふうに思います。

本日は3つの案件についてご協議をいただきたいと思えます。慎重審議をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、藤原委員は遅刻の連絡がありましたので、報告いたします。

---

○委員長（金丸幸司君） それでは、これより次第の3、内容に入ります。

（1）市道路線認定についてを行います。

本件は、事前に担当職員が現地の様子を録画してきた画像がありますので、担当からの説明の後、1路線ずつモニター画面に映像を流し、その後質疑を行います。

今回は4路線となります。

それでは、担当より説明をお願いいたします。

芳賀建設課長。

○建設課長（芳賀康貴君） お疲れさまです。よろしくお願ひいたします。

それでは、建設課から市道路線認定についてご説明させていただきます。

委員会資料1ページをお願ひいたします。位置図につきましては、2ページから5ページとなります。

市道路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、12月定例市議会において路線認定の提案を予定しているところでございますが、提案させていただく路線のうち4路線を本日の常任委員会にて録画映像による現地確認をお願ひするものであります。

本日確認をお願ひします市道路線につきましては、委員会資料1ページの路線番号381、路線名、家ノ前宅造3号線、路線番号678、路線名、柳河原宅造2号線、路線番号679、路線名、冷久保宅造1号線、路線番号680、路線名、東耕地宅造3号線の4路線であります。

確認していただく路線につきましては、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の道路であります。

なお、詳細につきましては、現地の映像をご覧になりながら、担当から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

質疑については、現地の映像を見た後に行います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時28分

再開 午前 9時34分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また質問・答弁は簡潔明瞭にしていただきますようお願い申し上げます。

それでは、現地の映像等を踏まえ、委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、2か所目の映像の確認をいたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時40分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） ここは13区画で、ごみ収集もあったんですか。ちょっと見えなくて悪いんだけども。

○委員長（金丸幸司君） 小澤開発指導係長。

○開発指導係長（小澤俊和君） お答えいたします。

ちょっと映像が見つらなかったんですけども、道路の入り口とは別にごみ小屋は設置されております。ペンの先の部分でございます。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） ありがとうございます。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。次に3か所目の現地の映像を見ます。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時46分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより、現地の映像等を踏まえ、質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちょっと確認だけでも、先ほど最少幅員で、ほかのところは6.02メートルと、それから今のが6.00だったよね。2センチの違いというのは何か理由があるのか、それとも開発上の余裕というか、そういう部分があるのか、その辺のところはどういうことで2センチの違いが出るかというところ。

○委員長（金丸幸司君） 芳賀建設課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 宅地開発の関係で、道路は6メートルにきなさいという指導をしていますので、業者としてはそれ以下にならないように、ちょっと多めにやっている場合があります。

○委員（内藤久歳君） ということは、その2センチの余裕があって、6メートルにマイナスでは許可が出ないということだよね。そういう意味合いにおいて、多少余裕を持って6.02になっているということですね。

そうすると、管理上6メートルという基準があって、6.02というのは、あくまでも現実の幅員だから、それは管理上6.02ということをやっているのか、それとも6メートルが基準だから、02あっても6.0メートルでやるのか、その辺のところはどうなっているんですか。

○委員長（金丸幸司君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 路線認定上は6メートルになっていますので、管理は6メートルになります。

○委員（内藤久歳君） 6メートル、そういうことね。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ委員の質疑を終了いたします。

次に、4か所目の映像の確認をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時53分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより、4か所目の現地の質疑に入ります。

質疑ございますか。

樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） ちょっと質問させてください。

一番先の路線番号381号線の図面で……

○委員長（金丸幸司君） 今はこの680です。

○委員（樋口孝之君） じゃ、後でやります。すみません。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

山坂委員。

○委員（山坂賢太君） 1点、質問させていただきます。

アスファルト舗装に関してなんですけれども、雨水浸透型のアスファルトがあるということをお聞きしたことがあるんですけれども、この工事におかれましては、アスファルトはそういったアスファルトを使用されているかということを知りたいんですけれども。

○委員長（金丸幸司君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 宅地造成の舗装に関しては、ほとんどが密粒度アスファルトコンクリートを使っています。浸透式というのはなかなか使っていないんですけれども。

例えば、宅地開発以外で側溝がついていない道路、道路側溝がついていない道路なんかで、要望があれば透水性の舗装を使う場合があります。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ委員の質疑を終了いたします。

以上で市道路線認定についてを終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時57分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、（2）農政協力員の廃止についてを行います。

担当より説明をお願いいたします。

小宮山農林振興課長。

○農林振興課長（小宮山佳浩君） お疲れさまです。よろしくをお願いいたします。

農林振興課より、農政協力員の廃止について説明させていただきます。

資料の8ページをお願いいたします。

1の、これまでの経緯であります。本市では、甲斐市農政協力員設置要綱の規定により、市と農家との連絡調整、また市の農政推進の円滑化を図るため、農政協力員を合併時から設置しております。農政協力員につきましては、各地区農事組合、また自治会から推薦された者に市長が委嘱しております。

近年、農政協力員の方や地域の方々から、「高齢化や役をやりたくないから農事組合を脱退したい」、「各農家への資料配布、回収が負担である」などの理由により、農政協力員の成り手がいないとの声を複数件いただいております。

このことから、自治会長及び農政協力員に農政協力員の存廃について調査を行い、必要性を検討いたしました。

2へいきます。

農政協力員の主な任務であります。1つは市が招集する会議等に出席をし、その内容等を所管内の組合員へ伝達、もう一つは市が依頼する文書等の配付及び回覧並びに各調査及び申告書等の取りまとめであります。

3、農政協力員数につきましては、竜王地区43人、敷島地区52人、双葉地区35人で、合計で130人です。農事組合は132ありますけれども、兼務している方がいる状況であります。

4、農政協力員への報酬であります。年額9,000円で、132の農事組合がありますので、計118万8,000円です。

5へいきます。

農政協力員の廃止でありますけれども、農政協力員の存廃に関する意向調査の結果は（1）

に記載をしております。

自治会長の回答率27.9%、存続18人で47.4%、廃止20人で52.6%でありました。農政協力員の回答率は70%、存続は31人で34.1%、廃止は57人で62.6%、どちらでもないが3人で3.3%でありましたので、廃止が多数という結果でありました。

理由については、経緯でも説明をさせていただきましたけれども、高齢化や成り手不足、水稲生産実施計画書の配布や回収が大きな負担などでありました。また、現在は水稲生産の計画書等の配布・回収と、農政関係文書の配布のみの状況でありまして、協力員の必要性が薄れているということで、郵送で代替えできるものであると考えます。

また、(2)に記載しました県内市町村の状況ですけれども、農政協力員を設置しているところは5つ、設置していないところは22であります。

これらのことから、効率的で負担の少ない方法へ移行することとしまして、農政協力員につきましては、令和6年度をもって廃止するとするものであります。この廃止については、今年度内に農業者や自治会長及び農政協力員に通知をする予定であります。令和7年度からは、水稲生産実施計画書の配布・回収等は郵送での実施を考えております。

また、予算的には、農政協力員の報酬を含む関係事業費は約140万円でありましたけれども、この報酬がなくなり郵送に切り替わることで事業費は約80万となりまして、約60万円の経費削減を見込んでいるところであります。

以上が説明となります。よろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この農政協力員は、法律的にはどういう関係になっているんですか。

○委員長（金丸幸司君） 高橋農林総務係長。

○農林総務係長（高橋正樹君） お答えいたします。

法律では、特に定めておりませんので、任意の形となっております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 実際やっている人からも、あまりよく分からないというような方も多

かったんで、そんなことかなとは思いますが。意見として。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この農政協力員の仕事というのは、今はそういった資料の配布とか、そういうことのようにだけけれども、実際これが、農業に関わる農業生産者、その人に対する責任というか、そういうものについては、とりわけ農業をやる上においての支障というか、そういうものは、これを排することで、ないと考えていいですか。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山農林振興課長。

○農林振興課長（小宮山佳浩君） 影響というものは、郵送に切り替わることによって、各農業者から、水稻なのでお米の生産ですね。そういうものの情報をちゃんと返信していただければ影響はないというふうに考えております。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、今度は郵送して返すということですよ。今までは強制的にやって回収してもらったということで、この回収率というか、そういうものはある程度やっていたんだけど、これからは郵送でやることによって、やってみなきゃ分からんことだけれども、その辺については、回収率を上げるということに関しては、市のほうで新たな取組もしていかなきゃならんと思うけれども、その辺はどういうふうに考えているのか。

○委員長（金丸幸司君） 高橋係長。

○農林総務係長（高橋正樹君） 現在も農政協力員以外については郵送で送っておりまして、その方の回収率は約7割ぐらいは返ってきているというところで、農政協力員を廃止して郵送に切り替えれば、多少回収率は下がるかもしれないですけども、提出していただくよううちのほうでも努力していきたいと考えております。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ委員の質疑を終了といたします。

以上で農政協力員廃止についてを終了といたします。

次に、（3）農業経営基盤強化促進法の改正に伴う「地域計画」の作成についてを行います。

担当より説明をお願いいたします。

小宮山農林振興課長。

○農林振興課長（小宮山佳浩君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

続きまして、農業経営基盤強化促進法の改正に伴う「地域計画」の作成について説明させていただきます。

資料の9ページをお願いいたします。

1、経緯についてであります。農業従事者の減少と高齢化が進んでいく中で、農地が適切に利用されなくなる懸念が高まっております。このため、農業経営基盤強化促進法が令和4年5月に改正されまして、従来の人・農地プランが地域計画として位置づけされました。次の世代へ農地を着実に引き継いでいくため、農業の維持や発展、また農地を誰が利用して、どのようにまとめていくかなどを地域で話し合い、令和7年3月までに市町村の計画として策定することとなっております。

2、「地域計画」の説明になります。

「地域計画」とは、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図でありまして、おおむね10年後を見据えて、市や担い手、農地所有者、農業委員、農地最適化推進委員、農業関係者等を交えた話し合いにより策定するものであります。

また、計画には、農地の出し手・受け手の意向調査を踏まえた農地集団化の範囲を示す「目標地図」というものが含まれます。「目標地図」は、農地の集積・集約の基になるもので、農地利用の将来図となるものであります。

3の地域計画をつくるに当たってのメリットについてであります。①10年後の農地利用の見通しをつけることができる。②地域内農業の方向性を確認できる。③今後の農業者が耕作しやすい効率的な環境に変えていくことができる。④国の補助や支援を受けやすくなる。これらがメリットとして挙げられております。

4、地域計画で定める事項につきましては、こちらの①から⑥に記載のあるとおり、地域計画の区域等を定めるというものであります。

5、「目標地図」の説明になります。

これは、農地利用の将来図と先ほど説明させていただきました。具体的には、農地1筆ごとに将来の耕作者を色で表記をするんですけども、明記したものとなります。耕作者、土地の所有者の方々とできる限り調整を行いまして、意向を反映するものいたします。

資料の10ページになります。

6、地域計画の策定の流れであります。現在までに農地所有者への意向調査、意向の把握を行いまして、山梨県との打合せも経まして、当初の目標地図を作成する範囲の案と、地

地域計画の記載事項の素案がある程度まとめることができました。この案を協議の場という名称の話合いの場へ出せる状況となりましたので、今回建設経済常任会へ報告して、ご承知をお願いするものであります。

7、今後のスケジュールにつきましては、12月に協議の場を開催しまして、地域の農業委員、農業最適化推進委員、土地改良区、農協（JA）等の意見聴取を行います。それから素案を調整しまして、再度建設経済常任委員会に報告をさせていただき、令和7年3月に計画の策定及び公告を予定しております。

8、地域計画の策定区域につきましては、対象区域となるのは市街化区域を除く市内の全農地となっております。表に記載のとおり、竜王地区、敷島中北部1地区、敷島中北部2地区、双葉東地区、双葉西地区の5つの地域の案としております。

以上が説明となります。よろしくお願いいいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） もう耕作していなくて、県外にいたりとか、亡くなったとか、結構いろいろありますけれども、そういうのはどうなるのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 高橋係長。

○農林総務係長（高橋正樹君） 所有者が分かる範囲は、意向調査をかけた中で、目標地図、地域計画のほうの策定を進めているところであります。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 国の補助や支援を受けやすくなると思いますが、具体的にはどういうことが挙げられますか。

○委員長（金丸幸司君） 高橋係長。

○農林総務係長（高橋正樹君） お答えいたします。

国の制度の補助金、農政系の補助金については、この地域計画、目標地図に定めていないと補助金の交付が受けられないというような要件を国のほうでは示しております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 意見として申し上げますが、かなり荒れているところも出ています。将来どうなるだろうと、大体70代ぐらいの人が耕作していますから、あと10年後にはもう草ぼうぼうですよ。そういう意味で、ちょっと展望がつけにくいのと、それからもう一つ、そこまで細かいものをやるのであれば、二、三か月でどうにかなるというものではないと思うんで、その辺はどうですか。

○委員長（金丸幸司君） 高橋係長。

○農林総務係長（高橋正樹君） 来年3月までにまずは計画を策定して、随時ブラッシュアップ、見直しをした中で精度を高めていくという形で、国のほうでも方針を出しておりますので、市のほうでもそれに従って事務のほうを進めているところであります。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） 先ほどと同じようなあれですけども、地域話合いで令和7年の3月までに市町村の計画を策定すると。もう本当に来年の3月ですから、ほとんどあと5か月ぐらい、4か月ぐらいしかないんですけども、今、甲斐市として地域の皆さんと話合っているのは、農業委員さんとか農地所有者とかの皆さんと話合っていると思うんですけども、もうあと4か月ぐらいしかないんですけども、その話合いというのはもう何回か行っているんですか、甲斐市としては。

○委員長（金丸幸司君） 高橋係長。

○農林総務係長（高橋正樹君） 話合いの場なんですけれども、初めに、農業委員さんのほうが意向調査とか目標地図の作成というところをやる仕事になっておりますので、まずはその役割の話を農業委員さんのほうにさせていただいて、その後、協議の場、話合いの場を一回設けさせていただいて、市でこのような形で進めていきますのでということで、まずは計画をつくるということを念頭に話のほうをさせていただきました。

今後、案ができて、協議の場でまたその案を見ていただいて、目標地図を見ていただいて、また意見をいただいて、計画を策定するということで考えております。

○委員長（金丸幸司君） 樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） じゃ、地域の皆さんと話合う余地がまだ何回かあるということでは

いんですね。あと何回ぐらいやってその策定を出すんですか。

○委員長（金丸幸司君） 高橋係長。

○農林総務係長（高橋正樹君） まずは、策定を念頭にというところで、12月にその案、目標地図を示した中で認めていただいて、今後できましたら、毎年この協議の場という会議を開いた中で、よりよい精度の高い計画をつくるようにというところになっておりますので、そのような形で考えております。

○委員長（金丸幸司君） 樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） なるべく回を重ねていただいて、10年後の計画が農業がやりたいという人がたくさん出るようにいい計画をつくっていただきたいと思います。要望です。終わります。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは、計画を立てるというのは、今耕作放棄地あるじゃんね。それの対策も含まれるんですかね、これ。

○委員長（金丸幸司君） 高橋係長。

○農林総務係長（高橋正樹君） 実際に意向調査のほうには、10年後その農地を誰が作るかという、作る方について目標地図に色塗りをしていくという形で、耕作放棄地については、結局見通しが立っていないというところで、目標地図には含めることができないという形に……

○委員（内藤久歳君） 含めることができない。

○農林総務係長（高橋正樹君） はい。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、現在耕作放棄地になっているところが、10年後に誰かが耕作をするという見込みが立てないから中には入れないという、そういう認識でいいってことですか。

○委員長（金丸幸司君） 高橋係長。

○農林総務係長（高橋正樹君） そのとおりでございます。

10年後の見通しが立ったところ、誰が作るかというところが決まっているところについて目標地図を仕上げていくという形になっています。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君）　そこで、受け手と出し手という表現がしてあるんだけど、受け手というのは誰で、出し手、これの定義というか、そういうものはどういう感じなのですか。

○委員長（金丸幸司君）　高橋係長。

○農林総務係長（高橋正樹君）　出し手につきましては貸すほう、受け手は借りるほうという解釈になります。

○委員（内藤久歳君）　借りるほうの人を決めて、そしてそれが貸すほうの人がどれだけいて、受ける人がどれだけいるか。そして色分けをすと言ったよね。それを了解を得て受け手を決めるということになるんだけど、その受け手の決め方というのは、今後どうしていくか。計画だけつくって、受け手の決め方については市が関与して、ここのところは誰が借りますよとか、貸しますよとかという、そういうことのコーディネートは市がやるということですか、将来的に。どういうことになりますか。

○委員長（金丸幸司君）　高橋係長。

○農林総務係長（高橋正樹君）　毎年、協議の場を開いた中で、出し手・受け手が出てきたらその調整をしたりとか、あと農業委員会のほうで、農地銀行とか中間管理機構がありますので、そちらのほうを通して、今度借りたいという人がいればそれを紹介するというような形を取っていきたいと考えております。

○委員（内藤久歳君）　なるほどね。じゃ、今後またいろいろ協議の場を通じて、様々な課題も出てくるとは思うけれども、いずれにしても、これも最終的には耕作放棄地の対策とか、農業の振興とか、そういうものにつながっていく部分もあるかなと思うんだよね。だから、その辺はまたしっかり情報提供してください。お願いします。

○委員長（金丸幸司君）　そのほか質疑ございますか。

小澤委員。

○委員（小澤重則君）　これは、そもそも国のほうで食糧の需給率が40%切っているとか、そういうのことも考えた中での施策を立てるという意味のものなんじゃないかな。

今、内藤委員が言ったように、耕作放棄地は関係ないというような感じであれば、国が何を求めているのか、この施策をやるのに国が何を求めてやっているのか。部長どうでしょう。どういことでしょうか。教えてください。

○委員長（金丸幸司君）　宮本産業振興部長。

○産業振興部長（宮本　裕君）　この制度につきましては、法改正がございまして、従来のプランから地域計画というものには変わってはいるんですけども、先ほど来、ご質問いただい

て、また回答もさせていただいているとおり、1筆ごとの状況を確認をして、その農地の所有者の意向も確認した中で、その農地をいずれは、最終的には集約をしていきたいという内容のものになりますので、今後耕作のほうができない方がいらっしゃれば、そこを借りる方がいらっしゃるかとか、そういった内容を調整をして、地域計画の範囲内で農業のほうを集約して行っていくような形を進めていきたいというそのような内容になろうかと思っておりますので、今後の計画の中でも協議の場を通じまして、集積化というものを進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（金丸幸司君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 国の方針はそういうことで、やっぱり土地利用、農地の利用、農業の発展を祈ってやっているものだと思うんですが、何で耕作放棄地、そういうのを除外してしまうんですか。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農林振興課長（小宮山佳浩君） 先ほどの耕作放棄地の関係なんですけれども、今は範囲に入れられなくても、今回範囲を指定したとします。地域場で話し合っていく中で、耕作放棄地の所有者のほうで、もうしないよという意向が分かって、そこを例えば隣の農地の人が借りるといことになれば当然範囲に入ってきます。だから、それが整うことによって耕作放棄地は解消されるという認識で考えております。

○委員長（金丸幸司君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） だんだん話を重ねて、ブラッシュアップしていくと。農業を盛んにして自給率を高めようということが目的ということで考えてよろしいでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 宮本部長。

○産業振興部長（宮本 裕君） はい、そのとおりでございます。

おっしゃるとおり、そのような形で農地のほうを集約していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（小澤重則君） ありがとうございます。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ委員の質疑を終了いたします。

以上で農業経営基盤強化促進法の改正に伴う「地域計画」の策定についてを終了いたします。

ます。

引き続き、次第の4、その他に入ります。

委員より常任委員会関係でその他、何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

事務局、あればお願いいたします。

藤井書記。

○書記（藤井涼子君） 事務局から2点お願いいたします。

まず1点目ですが、9月24日に行いました建設経済常任委員会懇親会の精算報告書を配付させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

次に2点目ですが、先週11月7日、8日に行いました視察研修につきましても、精算が終わり次第ご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○委員長（金丸幸司君） その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時27分